

### 平成30年度(平成29年分)所得控除額比較表

区分	所得税	住民税(市民税・県民税)	
雑 損	A・Bのいずれが多いほうの金額 A=(損害金額-保険金等の補てん金額)-総所得金額等の合計額×10% B=災害関連支出の金額-5万円		
医 療 費	(支払った医療費-保険金等の補てん金) - (10万円と総所得金額等の合計額の5%といずれか少ない方の金額) ※セルフメディケーション税制適用時は (医薬品等の購入費-補てん金) - 12,000円		
社会保険料	支払った金額		
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額		
生命保険控除	旧契約	25,000円まで 支払保険料の金額	15,000円まで 支払保険料の金額
		25,001円～50,000円まで 支払保険料×1/2+12,500円	15,001円～40,000円まで 支払保険料×1/2+7,500円
		50,001円～100,000円まで 支払保険料×1/4+25,000円	40,001円～70,000円まで 支払保険料×1/4+17,500円
		100,000円を超える 50,000円	70,000円を超える 35,000円
	新契約	20,000円まで 支払保険料の金額	12,000円まで 支払保険料の金額
		20,001円～40,000円まで 支払保険料×1/2+10,000円	12,001円～32,000円まで 支払保険料×1/2+6,000円
		40,001円～80,000円まで 支払保険料×1/4+20,000円	32,001円～56,000円まで 支払保険料×1/4+14,000円
		80,000円を超える 40,000円	56,000円を超える 28,000円
	最高限度額	一般分+個人年金分+介護医療分 120,000円	一般分+個人年金分+介護医療分 70,000円
		新旧契約の両方に加入がある場合は、旧契約のみの控除額、新契約のみの控除額、新旧契約の控除額の合計額のいずれか有利なものを選択できます	
地震保険料	◎地震保険料 支払保険料の金額(最高限度額 50,000円)	◎地震保険料 支払保険料の金額×1/2(最高限度額 25,000円)	
	◎長期損害保険料(平成18年12月31日までに定期したもの) 10,000円まで 支払保険料の金額金額	◎長期損害保険料(平成18年12月31日までに定期したもの) 5,000円まで 支払保険料の金額金額	
	10,001円～20,000円まで 支払保険料×1/2+5,000円	5,001円～15,000円まで 支払保険料×1/2+2,500円	
	20,000円を超える 15,000円	15,000円を超える 10,000円	
	地震+長期 最高限度額 50,000円	地震+長期 最高限度額 25,000円	
ただし一つの契約が地震保険契約・長期損害保険契約のいずれにも該当する場合には、選択によりいずれか一つの契約に該当するものとして控除額の計算を行います。			
障 害 者	普通障害	27万円	26万円
	特別障害	40万円	30万円
	特別障害同居加算	35万円	23万円
寡 婦	一般寡婦	27万円	26万円
	特別寡婦	35万円	30万円
寡 夫		27万円	26万円
勤 労 学 生		27万円	26万円
配 偶 者	一般	38万円	33万円
	老人 (昭和23年1月1日以前の生まれ)	48万円	38万円
扶 養	年少 (平成14年1月2日以後の生まれ)	0万円	0万円
	一般	38万円	33万円
	特定 (平成7年1月2日から平成11年1月1日の生まれ)	63万円	45万円
	老人 (昭和23年1月1日以前の生まれ)	48万円	38万円
	同居老親(昭和23年1月1日以前の生まれ)	58万円	45万円
配偶者特別控除	380,001円～399,999円	38万円	
	400,000円～449,999円	36万円	33万円
	450,000円～499,999円	31万円	31万円
	500,000円～549,999円	26万円	26万円
	550,000円～599,999円	21万円	21万円
	600,000円～649,999円	16万円	16万円
	650,000円～699,999円	11万円	11万円
	700,000円～749,999円	6万円	6万円
	750,000円～759,999円	3万円	3万円
	760,000円以上	0円	0円
基礎控除	38万円	33万円	